

習志野市児童育成支援拠点事業運営業務委託候補者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、習志野市児童育成支援拠点事業運営業務委託候補者を児童育成支援拠点運営業務委託候補者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)においてプロポーザル方式により選定するにあたり、その選定方法について必要な事項を定める。

(選定評価)

第2条 選定委員会は、提出された提案書、プロポーザル及びヒアリング内容により評価を行う。

(1) 評価の方法

各委員が、別紙の習志野市児童育成支援拠点事業運営業務委託候補者選定評価基準により、評価をする。なお、財務諸表についての評価は税理士が行い、提案金額についての評価は事務局が行う。

(2) 配点

評価の判断基準ごとに5点とし、満点は100点とする。

評価項目ごとの配点は以下のとおりとする。

No.	評価項目	配点
1	応募理由等	5点
2	運営方針・目標	5点
3	事業実績	5点
4	運営体制	10点
5	運営方法・内容	20点
6	関係機関及び地域との連携・交流	10点
7	衛生管理、防犯・防災、事故等への対策	10点
8	職員に対する研修	5点
9	個人情報の取扱い	5点
10	児童虐待等への対策	15点
11	事業費等	10点
	合計	100点

(3) 採点方法

評価の判断基準ごとに、5段階で評価する。

No.	採点の基本的な考え方	評価点
1	市の要求するレベルを超えており、委託化の効果が存分に発揮される	5点
2	市の要求するレベルを超えている	4点
3	おおむね市の要求するレベルである	3点
4	市の要求に達していない部分がある	2点
5	市の要求するレベルに達せず問題がある	1点

(選定方法)

第3条 選定委員会は、以下の手順により委託候補者を選定する。

- (1) 各委員の評価の合計点を提案事業者別に合計し提案事業者ごとの総合点を求める。
- (2) (1)の総合点を委員の人数で除して平均点を求める。
(小数点以下第3位を四捨五入)
- (3) 平均点が75点未満の提案事業者は、委託候補者としない。
- (4) 「市の要求するレベルに達せず問題がある」がある場合は委託候補者としない。
- (5) 平均点が最も高い提案事業者を第1順位の委託候補者として選定する。
- (6) 平均点が同点の場合は、評価項目のうち「運営方法・内容」の得点が最も高い事業者を第1順位の委託候補者とする。
- (7) 「運営方法・内容」の得点が同点の場合は、選定委員による多数決で決定する。
同数の場合は、委員長が選定した事業者を第1順位の委託候補者として選定する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、選定に係る必要な事項は別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、令和8年3月24日から施行する。

(失効)

2. この要領は、契約候補者が選定された日にその効力を失う。